

平成21年市議会第1回定例会

平成21年市議会第1回定例会が、2月26日から3月23日までの26日間の日程で開催されました。条例の制定や平成20年度補正予算、平成21年度当初予算など39議案が慎重に審議された結果、すべての議案が原案どおり可決・同意され閉会しました。

今議会では、議案として条例等14件、平成20年度補正予算13件、平成21年度当初予算12件が提出されました。

主な内容は、条例等では介護報酬の改定に伴う保険料の上昇を抑制し、被保険者の負担の軽減を図るための本庄市

介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置する『本庄市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例』、ペット霊園の設置及び管理等が適正に行われるための措置を講じ、市民の生活環境の保全に資することを目的とした『本庄市ペット霊園

の設置等の適正化に関する条例』、乳幼児医療費の支給対象の年齢上限を引き上げることにより、子育て支援の充実を図るための『本庄市乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例』などです。

予算では、歳入歳出にそれ

ぞれ4億5、192万6千円を追加し、総額258億7、974万7千円とする『平成20年度本庄市一般会計補正予算（第6号）』や総額を247億5、400万円とする『平成21年度本庄市一般会計予算』などです。

市議会では、26日間にわたる審議ののち、すべての議案を原案どおり可決・同意して閉会しました。

公平委員会委員の中村憲司氏（氏）が任期満了となるため、同氏を再任することと同意が得られました。

公平委員会委員に

中村 憲司氏



公平委員会委員
中村 憲司氏

公正で信頼される行政を目指して

情報公開制度・個人情報保護制度をご存じですか

市では、公正で信頼される市政の実現を目指して、市の各実施機関の保有する情報の公開について定めた「情報公開制度」と、保有する情報のうち、個人に関する情報の保護と開示の手続きなどについて定めた「個人情報保護制度」をそれぞれ実施しています。

実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

費用 無料（ただし、情報の写しの作成に要する実費や郵送料は負担していただきます。）

●情報公開制度●

情報公開制度は、市が持っている情報をみなさんの請求により利用していただく制度です。

公開を請求できる人 どなたでも
公開を請求できる情報

平成18年1月10日以後に実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープなどで実施機関が保有しているもの（平成18年1月9日以前の情報についてもできる限り公開しています。）

平成20年度情報公開制度実施状況

| 実施機関 | 受付件数 | | | 決定内容 | | | | 合計 |
|-------|------|----|------|------|-----|-----|---|----|
| | 請求 | 申出 | 全部公開 | 部分公開 | 不存在 | 非公開 | | |
| 市長 | 58 | 48 | 10 | 29 | 26 | 1 | 2 | 58 |
| 教育委員会 | 4 | 4 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| 議会 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 64 | 54 | 10 | 33 | 28 | 1 | 2 | 64 |

請求 平成18年1月10日以後に市職員が作成又は取得した情報の公開を請求権者が求めること

申出 請求以外の場合

※部分公開の公開できない主なものは、請求者本人以外の個人情報保護等によるものです。

●個人情報保護制度●

個人情報保護制度は、市が持つ個人情報を守り、プライバシーが侵害されないようにする制度です。

開示を請求できる人 市に自分の情報が記録・保管されている本人（未成年の場合は、法定代理人による代理人請求が可能）

制度を利用してできること

情報の開示、事実と異なる情報の訂正、収集された情報の削除（手続きに違反しているとき）、情報の利用・提供の中止（手続きに違反しているとき）

平成20年度個人情報保護制度実施状況

| 実施機関 | 受付件数 | 決定内容 | | | | 合計 |
|------|------|------|------|-----|-----|----|
| | | 全部開示 | 部分開示 | 不存在 | 不開示 | |
| 市長 | 10 | 2 | 5 | 3 | 0 | 10 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 10 | 2 | 5 | 3 | 0 | 10 |

※部分開示の公開できない主なものは、請求者本人以外の個人情報保護等によるものです。

●情報公開制度・個人情報保護制度についてのお問い合わせは、行政管理課（☎1161）へ

小学校6年生までの
児童をもつみなさんへ



児童手当制度のご案内

★子育て支援課 ☎ 25 1 1 3 0

総合支所健康福祉課 ☎ 22 1 3 3 1 (内線316)

児童手当制度は、子育て家庭の生活を安定させるとともに、次代の社会を担う児童のすこやかな成長を図ることを目的としています。

対象は小学生まで

対象 小学校修了前の児童を養育し、所得が下表の所得制限限度額未満の人

児童手当の額（月額）

○3歳未満 10,000円

○3歳以上の第1子・第2子 5,000円

○3歳以上の第3子以降 10,000円

※第○子とは、養育する児童（18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）の順番です。

支給日 2月、6月、10月の各10日（それぞれの前月分までの手当を支給）

申請方法 児童手当を受けるには、申請が必要です。次のものを用意して申請してください。

- ・印鑑（朱肉を必要とするもの）
- ・本人確認ができるもの
- ・申請者名義の金融機関預金通帳（ゆうちょ銀行不可）など

※その他、必要に応じて提出する書類（健康保険証のコピーなど）があります。

① 次の要件に該当する人は、早めに申請をしてください。
① 申請をしたことがない人

② 以前、所得超過等により認定されなかった人で、下表に該当すると思われる人

③ 厚生年金等加入者（特例給付受給者）が退職したため受給資格が消滅し、その後、再び厚生年金等に加入し、下表に該当すると思われる人

※申請した月の翌月分からは支給対象となります。申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

児童手当を受給している人は

現在、児童手当を受給している人は現況届の提出が必要です。現況届は、毎年6月1日における受給者の状況を調査し、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

受給している人には6月上旬に、『現況届用紙』を郵送しますので、必ず6月中に提出してください。

届け出の内容が変わったら

次のように、届け出ている内容が変わったときは手続きが必要です。

その他の手当について

- ・他の市区町村に転出するとき
- ・出生などにより児童が増えたとき
- ・特例給付の受給者が退職し、サラリーマン等でなくなつたとき
- ・児童と別居したとき
- ・公務員になつたときなど

- 児童扶養手当
離婚・死別等で父親がいない児童や、父親に一定の障害がある児童を養育している人に支給します。
- 特別児童扶養手当
一定の障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給します。

平成21年度所得制限限度額表

| 扶養親族等の数 | 自営業等 (国民年金加入者) | サラリーマン等 (厚生年金等加入者) |
|---------|--|-----------------------|
| 0人 | 460万円 | 532万円 |
| 1人 | 498万円 | 570万円 |
| 2人 | 536万円 | 608万円 |
| 3人 | 574万円 | 646万円 |
| 4人 | 612万円 | 684万円 |
| 5人 | 650万円 | 722万円 |
| 6人以上 | 1人につき38万円（老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額 | |

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある人についての限度額は、上記の表の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

所得：給与収入の場合は給与所得控除後の金額（事業所得の場合は総収入から必要経費を控除した金額）から法定控除（8万円）及び医療費控除等を控除した金額

扶養親族等：税法上の控除対象配偶者及び扶養親族

